

平成二十九年度における防衛力整備内容のうちの  
主要な事項について

平成二十九年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項については、次のとおりとする。

平成二十八年十二月二十二日  
国家安全保障会議決定

- 一　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の改正を要する部隊の組織、編成又は配置の変更  
(一) 中央即応集団を廃止し、陸上総隊（仮称）を新編する。  
(二) 南西航空混成団を廃止し、南西航空方面隊（仮称）を新編する。

二　自衛官の定数の変更

自衛官の定数を次のとおり変更する。

陸上自衛隊	七人減
海上自衛隊	一人減
航空自衛隊	二人増

六人増

三　装備についての種類及び数量

別表のとおり調達し、又は建造に着手する。  
なお、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロッサムⅡA）については、共同生産・配備段階へ移行する。

四

開発項目  
一二式地対艦誘導弾（改）の開発に着手する。

別表

共同の部隊	航空自衛隊	海上自衛隊	陸上自衛隊	区分
				種類
滯空型無人機（グローバルホーク）	戦闘機（F—三五A） 輸送機（C—二） 新空中給油・輸送機（KC—四六A）	潜水艦（三〇〇トン型） 掃海艦（六九〇トン型） 音響測定艦（二九〇トン型）	九一中一〇一輸送機（A A V七） 九〇式短距離誘導弾（改） 一式多目的誘導弾（C H V—四七JA） 一式地対艦誘導弾（A A V二二） 五五mmりゆう弾砲	機動戦闘車（A A V七） ヘリコプター機（V—二二） 地対空誘導弾（改） （A A V二二）
一機	三一六機機	一一一隻隻	五セ六六六両	数量